第

 $6\ 4\ 6\ 5$

묽

READAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 6月 23日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 学生に対する大学等からの助成金

A:次のような取扱いになります。

【解説】

学生が、大学等から支給される助成金等は、 内容に応じて次のように取り扱われます。

- ①学費を賄うために支給された支援金 非課税所得となる「学資金」に該当しますので、 所得税の課税対象になりません。 ただし、そ の支援金の使途が特に限定されていないと認 められる場合には、②と同様の取扱いになり ます。
- ②生活費を賄うために支給された支援金
- 一時所得として収入金額に計上する必要があります。

ただし、その年の他の一時所得とされる金額 との合計額が50万円を超えない限り、所得税 の課税対象にはなりません。

- ③感染症に感染した学生に対する見舞金 非課税所得となる「心身又は資産に加えられ た損害ついて支給を受ける相当の見舞金」に 該当しますので、所得税の課税対象になりま せん。
- ④遠隔授業を受けるために供与された機械 (パソコン等)

非課税所得となる「学資金」に該当しますので、 所得税の課税対象になりません。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】